



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月11日金曜日 第2125号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	1074
指定自立支援医療機関の指定.....	1074
医師の指定.....	1074
指定医師の所在地の変更.....	1074
指定自立支援医療機関の指定.....	1075
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	1075
肥料登録有効期間の更新.....	1076
保安林の指定の解除.....	1076
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	1076
道路の位置の指定.....	1078
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1078

告 示

○愛媛県告示第1516号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
上田 勇（上田石油）	大洲市新谷乙1402番地	平成21年 11月10日

○愛媛県告示第1517号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
レデイ薬局鷹子店	松山市久米窪田町835番地7	株式会社レデイ薬局	精神通院医療 （薬局）	平成21年 12月1日
ひめ薬局松神子店	新居浜市松神子四丁目1番13号	株式会社レフピック	精神通院医療 （薬局）	平成21年 12月1日
トップ薬局太山寺店	松山市太山寺町1224番地5	株式会社H & A	精神通院医療 （薬局）	平成21年 12月1日
アイビー薬局八幡浜店	八幡浜市広瀬一丁目7-14	株式会社Y'sコーポレーション	精神通院医療 （薬局）	平成21年 12月1日

○愛媛県告示第1518号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	泉 谷 裕 則	東温市志津川	平成 21年12月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	伊方町国民健康保険 瀬戸診療所	村 上 聡	西宇和郡伊方町三机乙2587	平成 21年12月1日

○愛媛県告示第1519号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
池 田 哲 大	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	医療法人社団池田医院	大洲市東大洲84 - 11	平成21年 7月2日
井 村 真 理	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成21年 8月10日
吉 井 豊 史	喜多医師会病院	大洲市徳森2632 - 3	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1 - 638	平成21年 11月1日

○愛媛県告示第1520号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
ひめ薬局松神子店	新居浜市松神子4 - 1 - 13	株式会社レフピック	薬局（育成医療・ 更生医療）	平成21年 12月1日
アイビー薬局八幡浜店	八幡浜市広瀬1 - 7 - 14	株式会社Y'sコーポレーション	薬局（育成医療・ 更生医療）	平成21年 12月1日

○愛媛県告示第1521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
南久米ショッピングセンター	松山市南久米町538 外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジほか2者	平成21年 12月1日 外	平成21年 12月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
南久米ショッピングセンター	松山市南久米町538外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成21年12月18日	平成21年12月1日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前6時45分から午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1523号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年12月18日	愛媛県第1219号	炭酸カルシウム肥料	苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成27年12月18日	愛媛県第1220号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年12月11日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区新川二丁目27番1号

代表取締役社長 廣瀬 博

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区

新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) フィルタープレス（Z-201）

特定施設の種類の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり3立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年4月15日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月20日	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～13 最大 10～13
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 2.0

○愛媛県告示第1524号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年12月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

新居浜市東田三丁目乙10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第1525号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20以下 最大 20以下
窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 9 最大 12

備考 汚水等は、B R - B T 活性汚泥処理施設で処理する。

(2) セントル (K - 406 A、K - 406 B)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号口 遠心分離機	
特定施設の能 力	1日当たり2立方メートル処理×2基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年4月15日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月20日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 0.2 最大 1.4
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10~50 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 9 最大 12	

備考 汚水等は、B R - B T 活性汚泥処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) B R - B T 活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成3年8月31日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び化学処理

処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ばっ気槽 縦 7メートル 横 24メートル 高さ 5.5メートル×3基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 95 最大 115	通常 45 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 50	通常 10 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1以下 最大 0.1以下	通常 0.1以下 最大 0.1以下
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,218 最大 5,724	通常 5,218 最大 5,724

備考 汚水等は、No.3 総合排水処理施設で処理する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年6月1日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理及び中和処理
処 理 施 設 の 構 造	土堰堤型式
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	沈降槽 縦 95メートル 横 60メートル 高さ 2メートル 中和槽 縦 48メートル 横 60メートル 高さ 2.2メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり50,000立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈降処理及び中和処理方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.9 最大 19.5	通常 13.9 最大 19.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 500	通常 35.0 最大 47.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 10.0	通常 2.0 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 34,985 最大 40,748	通常 34,985 最大 40,748

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.6 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 23,148 最大 27,557

(2) No.3 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.9 最大 19.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 47.0

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	2.0
	最大	10.0
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0
	最大	7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 34,985 最大 40,748

備考 この他に、雨水排水口が17箇所ある。

○愛媛県告示第1526号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年12月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 指定年月日及び番号
平成21年12月3日 21中建築(道)第5号
- 道路の位置
伊予市尾崎字天神下58番13
幅員 4.00メートル
延長 20.21メートル
- 申請人の住所及び氏名
松山市西石井六丁目5番7号
有限会社ホットハウス 代表取締役 阿達 廣子
- 図面省略

○愛媛県告示第1527号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・古町地区)の施行を平成21年12月2日認可した。

平成21年12月11日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利